書類番号	7

区連会11月定例会資料
令和8年11月20日
南区地域振興課

自治会町内会長　様
地区連合自治会町内会長　様

南区長

令和９年度改選　委嘱委員の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和９年３月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力いただきますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ推進委員	保健活動推進員	明るい選挙推進員	消費生活推進員	環境事業推進委員
任期	２年（令和９年４月１日から令和11年３月31日）				
推薦人数	原則自治会町内会で１人以上（地域の実情に応じて柔軟に対応いたします。）	自治会町内会で１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（加入世帯数が250を超えるごとに更に１名の追加推薦をお願いしています。）	原則自治会町内会で１人以上（地域の実情に応じて柔軟に対応いたします。）※現在推進員の方の再任も可能です。	地区連合町内会から１名	原則自治会町内会で１人（地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）
提出方法	１．郵送 ２．区役所窓口				郵送のみ
提出期限	令和９年２月19日（金）				
提出・問い合わせ先	地域振興課 区民施設担当 電話 341-1237 担当　原田、抱石	福祉保健課 健康づくり係 電話 341－1185 担当　山本、山田	総務課 統計選挙係 電話 341-1227 担当　松山、星	地域振興課 地域活動係 電話 341-1235 担当　古尾谷、天野	資源循環局 南事務所 電話 741-3077 担当　三木、吉野
詳細資料	委員ごとに資料あり				

＜別紙＞

・資料１　令和９年度改選　委嘱委員一覧

南区役所地域振興課地域活動係
担当：古尾谷、新井
電話：341-1235

令和９年度改選　委嘱委員一覧

委嘱委員名	スポーツ推進委員	保健活動推進員
所管課	地域振興課 区民施設担当	福祉保健課 健康づくり係
任期	２年	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び充実を図ること。 (4) 前３号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。	特色に応じた健康づくりの推進 (1) 健康づくり活動の企画・実践 (2) 区役所等の健康づくり事業への協力 (3) 介護予防、高齢者支援や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動の展開
推薦人数	原則自治会町内会で１人以上 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします。） （自治会町内会または地区連合町内会からの推薦）	自治会町内会で１名以上を基本とし、地域の実情に応じた必要人数（加入世帯数が 250 を超えるごとに１名の追加推薦をお願いしています。）
推薦基準	(1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和９年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方	(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方。 (2) 任期の２年間を通して活動ができる方。 (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方。 (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方。 (5) 委嘱日（令和和９年４月１日現在）に、原則 78 歳未満の方。
年齢要件 （上限）	原則、新任 65 歳未満、再任 70 歳未満	原則 78 歳未満

委嘱委員名	明るい選挙推進員	消費生活推進員
所管課	総務課 統計選挙係	地域振興課 地域活動係
任期	２年	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1)平常時及び各種選挙時における選挙啓発活動 (2)選挙啓発に関する各種事業への参加 (3)選挙事務への従事及び地域における投票制度の広報の実施	１．消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発 (1)消費者被害未然防止・拡大防止等、消費生活に関する啓発講座等の開催 (2)地域の見守り活動への参加 (3)環境に配慮した購買行動の促進 (4)情報紙の発行・回覧、パネル展示等の広報活動 ほか
推薦人数	原則自治会町内会で１人以上 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします。） ※現在推進員の方の再任も可能です。	地区連合町内会から１名
推薦基準	(1)明るい選挙推進運動の趣旨をご理解いただける方。 (2)上記の活動等に積極的に参加できる方。	令和９年４月１日現在、18 歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
年齢要件 （上限）	なし	なし

委嘱委員名	環境事業推進委員
所管課	資源循環局 南事務所
任期	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務 ※詳細は各委員の資料をご確認ください	(1) 街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン (2) 地域イベント等での３Ｒ行動の啓発 (3) ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発 (4) 地域と行政機関との連絡調整や情報提供
推薦人数	原則自治会町内会で１人 （地域の実情に応じて柔軟に対応いたします）
推薦基準	(1) 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方 (2) 推進委員の職務に関心のある方
年齢要件 （上限）	なし

第 36 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

１　趣旨

横浜市では、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、地域におけるスポーツ振興を推進するため、スポーツ推進委員を委嘱しています。

現在委嘱しているスポーツ推進委員の任期が令和９年３月 31 日をもって満了となることから、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に候補者の推薦をお願いいたします。

２　概要

任期	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務	(1)　スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。 (4) 前３号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。〃
推薦人数	**原則自治会町内会で１人以上（地域の実情に応じて柔軟に対応いたします。）**　（自治会町内会または地区連合町内会からの推薦） ※　人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。 ※　スポーツ推進委員の説明に使用できるようチラシを御用意しましたので、ご活用ください。
推薦基準	次の要件を満たす方を推薦してください。 (1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和９年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4)　地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方
年齢要件（上限）	新任者は原則 65 歳未満、再任者は原則 70 歳未満

第１号様式（第４条第２項）

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒 区		（自宅） （携帯）
Ｅメール※		

スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技　※
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！



さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！





**小学生スポーツ
フェスティバル**

夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



スポーツ推進委員（スポ推）とは？

・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から２年の任期で委嘱されて活動しています。
・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
（自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください）
・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくはこちらへ

自治会・町内会長の皆様へ

・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて楽しいし、新しいことができます！



地域の情報が得られて、いつも新鮮でおもしろいですよ！



子どもの頃の体験は地域の人々のおかげだと気づきました。地域への恩返しと思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10　電話 045-671-3287　FAX 045-664-0669

令和６年10月発行

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

１　役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、**横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割**を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、**地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割**を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

２　スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

(1)　地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施

(2)　すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興

(3)　総合型地域スポーツクラブの育成・支援

(4)　文化・スポーツクラブへの参画

(5)　その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

(1)　区のスポーツ事業

ア　区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等

イ　スポーツ・レクリエーションに関する研修事業

ウ　その他、区で行うスポーツ事業

(2)　市のスポーツ事業

ア　スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会

イ　地域の指導者として必要な研修事業

ウ　横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業

エ　その他、横浜市で開催される国際競技大会等

裏面あり

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年６月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日
規則第 36 号
（平 23 規則 74・改称）

（職務）

第２条　委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

（１）　スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。

（２）　スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。

（３）　スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

保健活動推進員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

南区長

推薦依頼人数※可能な範囲でご推薦お願いします。

（推薦者職氏名）
自治会町内会名

自治会町内会長名　　連絡先（TEL）

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所		年齢（R9.4.1時点）	電話番号
〒　　南　区			（自宅・携帯）

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所		年齢（R9.4.1時点）	電話番号
〒　　南　区			（自宅・携帯）

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所		年齢（R9.4.1時点）	電話番号
〒　　南　区			（自宅・携帯）

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所		年齢（R9.4.1時点）	電話番号
〒　　南　区			（自宅・携帯）

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について

推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。

☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

あなたの力を、いま

保:活 に。



あなたの力で、地域のみんなをもっと健康に。
横浜市では、いま保健活動推進員を求めています。

横浜市保健活動推進員会

Q 保健活動推進員とは？

保健活動推進員とは、市長から委嘱された地域の健康づくりのリーダーです。
区役所と協力しながら市民の健康づくりの推進のために活躍しています。

Q 活動内容は？

- 健康づくり活動

【活動例】健康チェック、ウォーキングイベントの開催、健（検）診受診や禁煙に向けた啓発

- 介護予防や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動

【活動例】介護予防体操サロンの開催、赤ちゃん教室の開催

- 区役所等の健康づくり事業への協力

Q どんな人がなれるの？

次の要件を満たし自治会町内会等の推薦を受けた方（横浜市民）を、市長が委嘱します。

- 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- 任期の２年間を通して活動ができる方
- 委嘱日の属する年度の４月１日現在で原則 78 歳未満の方



渡辺会長（西区）

初めての活動には、不安を感じる方も多いと思います。私もそうでした。しかし、保健活動推進員の活動は、一人で頑張るものではありません。「これならできるかな」と思えることから始め、無理なく自分のペースで続けてください。活動を通じて少しずつ興味や活動の幅を広げながら、仲間と支え合って活動していきましょう。



久保会長（保土ケ谷区）

保健活動推進員は、行政と地域住民をつなぐ架け橋として、健康に関する情報を地域へ届ける大切な役割を担っています。活動を通じて健康づくりに貢献できるだけでなく、地域の仲間とのつながりも広がります。まずは一歩踏み出してみませんか。皆さんと一緒に、地域の健康づくりを進めていきましょう。



原田会長（緑区）

あなたの人生で、健康は何番目に大切ですか。健康は、いきいきとした毎日を送るための大切な土台です。保健活動推進員として地域の健康づくりに取り組むことは、自分自身や家族の健康への関心を高めることにもつながります。ぜひ私たちと一緒に、健康づくりの輪を広げていきましょう。

詳しい活動内容等は、ホームページをご確認ください。 横浜市保健活動推進員 検索

発行：横浜市健康福祉局健康推進課
045-671-2454 kf-kenkouyokohama@city.yokohama.lg.jp
横浜市保健活動推進員会

南区
保健活動推進員だより
第18号

発行日　2026年3月
発　行　南区保健活動推進員会
住　所　南区浦舟町2−33
電　話　045−341−1185

保健活動推進員会

保健活動推進員（通称:ほかつ）とは?

活動の詳細はこちら

保健活動推進員は、自治会町内会長から推薦され、横浜市長から委嘱された地域の健康づくりの推進役で、自治会や町内会などの地域組織と連携し、住民の皆さんの健康づくりを支援する役割を担っています。

新しいメンバーになりました

2025年4月21日、南区保健活動推進員委嘱式が行われました。
今期は57人の新人さんを含め、総勢240人（令和8年1月1日現在）で、身近な地域でさまざまな活動を実施し、地域の健康の笑（WA）を広げていきます。


南区保健活動推進員委嘱式

16地区会長・副会長





ごあいさつ

南区保健活動推進員会　会長　中村 雅一（写真中央）


副会長 庄田　会長 中村　会計 安田

私たち保健活動推進員は、少子高齢化や生活習慣の変化など、社会の動きに合わせて、ますます重要な役割を担っています。

こうした変化に対応するためには、地域に根差した健康づくりの推進がとても大切です。

これからも、地域の皆さんと一緒に、「明るく、楽しい健康づくり」を続けていきます。

南福祉保健センター長　大塚 貴司



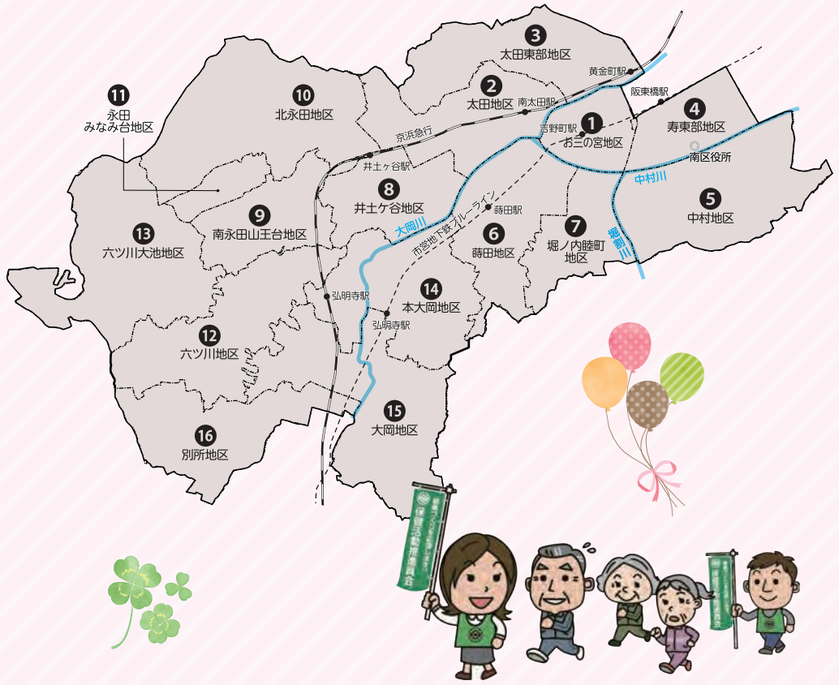
南区保健活動推進員の皆様には、日頃より地域の健康づくりにご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

健康づくりは地域で支え合いながら進めることが重要であり、「第3期健康横浜21」でも、市民・関係機関・行政の連携が重視されています。

皆様の活動は南区の健康づくりを支える大切な基盤です。今後とも、ご自身の健康にも留意されつつ、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私たちの活動を紹介します。

**16地区でそれぞれに
特色のある活動をしています。
地域の皆さんの
ご参加をお待ちしています!**



❸ 太田東部地区



月1度の行事(ウォーキング、ボッチャなど)を行っております。今回はお楽しみ会として、落語、大道芸、相撲、アラカルト、三人の芸人さんにお願いしました。地域の大勢の皆様が参加し喜んでくださり楽しい一時を過ごすことができました。これからも色々な行事を考え、健康で楽しめるようにスタッフ一同考えています。

❹ 寿東部地区



保活21名で活動しています。年間通して「健康体操」「健康ウォーキング」「健康チェック」などの他に、年に2回「お達者塾」という脳トレを兼ねた体操を行っています。これからも地域に声かけをして参加された方が楽しんでいただけるよう続けたいと思っております。

❺ 中村地区



例年、月2回の元気体操教室、春・秋のウォーキング、健康まつり(体操と座学)を開催しています。写真は元気体操教室参加者や町内会の方を対象とした健康測定会です。保活向けの研修会を企画したり、スマートフォンのグループチャットで気軽に連絡できるようにするなど新しい活動にもチャレンジしています。

❻ 蒔田地区



主な活動は①春の健康ウォーキング、②秋の健康ウォーキング(堀ノ内睦町保活と共催)、③健康測定会です。写真は今年の春のウォーキングで、久しぶりの参加者もいて楽しく歩きました。健康測定会は定番で、毎年同じ測定項目と、ときには骨密度測定を実施して、これはとても好評でした。

❼ 堀ノ内睦町地区



昨年7月25日は暑い日でした。私たちはトライアル健康ウォーキング&横浜南部市場施設見学会を実施しました。バスで新杉田まで行き、シーサイドライン沿いを約30分歩いて市場に行く予定でしたが、熱中症の危険と判断し電車で行きました。暑くても皆様楽しそうに見学・買い物を楽しみソフトクリームも食べました。

❽ 井土ヶ谷地区



南区のビエラスタジオ蒔田において、大岡地区センター、南区社会福祉協議会、保健活動推進員会の合同で健康測定会を行いました。初めての試みでしたがチラシ配りの効果もあってか50人近くの方が参加されました。日頃から健康に留意している参加者も多く、今後もフレイル予防に取り組んでいきたいという声も聞かれました。

❾ 南永田山王台地区



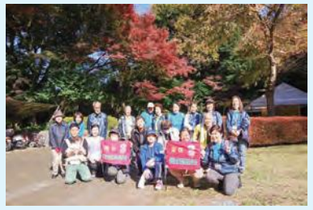
私たちは永田みなみ台地区と合同で年8回、ウォーキング、健康測定、健康体操などの活動をしています。その際、季節感を出したチラシを毎回、手作りで作成しています。掲示板で目立つよう工夫をこらして、参加を呼びかけています。

❿ 北永田地区



企画活動として、4月の「北仲ノット展望台」探勝など5回、健康ウォーキングでは5月の「根岸森林公園」行きなど2回実施しました。永田地区センターなどで握力検査、BCチェッカーによる血流測定を行いました。健康クラブも毎回20人を超える参加者があり盛り上がっています。

⓫ 永田みなみ台地区



私たちは南永田山王台地区と合同で年間8回ほど近くの公園でウォーキングと認知症予防の体操を楽しみながら行っています。そのうち1回は、歩いて片道40分の植物園に薔薇を観に行っています。

⓬ 六ツ川地区



昨年11月、六ツ川連合ふれあいまつりにおいて健康測定会を開催し、血管年齢、握力、足指力の測定を行いました。当日は家族連れも多く、幅広い年代の方々約120名に参加いただきました。皆さん、測定結果に一喜一憂。ご自身やご家族の健康を振り返る良い機会になったようです。

⓭ 六ツ川大池地区



7月に「そうてつローゼン六ツ川店」で健康測定会(血管年齢測定とロコモ立ち上がりテスト)を行いました。小学生から80代まで、約80名の方に笑顔で参加していただきました。測定後にけんしん受診の声かけも行い、自身の健康やけんしんの受診につながればと思います。

⓮ 本大岡地区



研修会や健康測定会を年1回開いています。昨年は健康測定会+研修(ヒートショック対策)を地域の方々対象に行い大変好評でした。ケアプラザ主催の脳トレ会など地域の行事にも積極的に参加しています。

⓯ 大岡地区



秋晴れのスポーツの日、藤の木小学校校庭で恒例の「健康福祉まつり」が行われました。未就学児からお年寄りまで多くの方が玉入れや風船割りリレーなどで楽しんだ後、「健康測定会」を行いました。血管年齢測定や握力測定に80名以上が参加。食習慣や運動習慣の見直しのきっかけとなればと思います。

⓰ 別所地区



「地域の健康づくり」の推進役として、別所ノルディックウォーキングを開催し、令和7年(2025年)で10年を迎えました。毎月第3水曜日、別所第一公園から六ツ川中央公園まで往復約3㎞のコースです。皆様が街中のお花鑑賞をしながら、仲良くお話をしつつウォーキングを楽しんでいます。

❶ お三の宮地区



5月26日、お三の宮地区ウォーキング出発!阪東橋公園に集合、中村川から元町を通り、港の見える丘公園ゴール!途中2回のトイレ休憩、水分補給を入れて約1時間半、4キロ強の行程でした。5月下旬でも気温は高く参加者の体調に気遣いながらも、全員完歩しました。来年も同じ時季に予定しています。是非参加してください。待っています。

❷ 太田地区



赤ちゃん学級で年1回10月頃に、父母を対象に健康測定会を行っています。血管年齢では、不規則になりがちな父母の生活改善をアドバイスし、手洗い指導では、冬場に向けての感染症予防が大切であることを説明しています。また、近年は、乳がんモデルを使い早期発見と乳がん検診を勧めています。



がん検診受けていますか?

がんは、日本人の最も多い死亡原因であり、生涯のうち2人に1人がかかると言われています。

がんは早期に発見できれば、治療の選択肢が広がり、体への負担も少なくなります。

あなたと家族の安心のために、定期的にがん検診を受けましょう。

医療機関が探しやすくなりました!

横浜市がん検診サイト

横浜市がん検診実施機関検索

部会活動報告

令和7年度から「研修会・イベント部会」と「保活だより部会」を立ち上げ、年間を通して活動をしています。

研修会・イベント部会

市や区で開催された研修会で、地区の取組を報告しました。



市全体研修会(11月25日)

18区の保健活動推進員対象の研修会で、南区を代表して、商業施設での健康測定会に取り組んでいる六ツ川大池地区と、保活の情報発信に積極的に取り組んでいる蒔田地区が取組を報告しました。

区全体研修会(12月10日)



「地域活動の魅力再発見~なぜ人とのつながりが健康に良い影響をもたらすのか~」をテーマに、東京都健康長寿医療センター研究所の村山洋史先生から講演をいただきました。実践事例として、寿東部地区の体操教室と、六ツ川大池地区の健康測定会を報告しました。

村山先生の講話では、社会とのつながりが少ないことは、タバコを吸うより死亡リスクが高いこと、地域のグループに参加するだけで要介護リスクが低下することなどが紹介され、地域のつながりが心身の健康に良い影響をもたらすことが再確認されました。

ご自身の健康のため、地域での活動に参加し、ご近所さんとのつながりをつくりましょう。

保活だより部会



市保活だより第48号で、南区のイベント「南なんデー」の活動を紹介し、来場者262名のうち74名から寄せられた励ましや感想、要望を記事にまとめました。

南区保活だよりでは、各地区の魅力が伝わるよう、紙面サイズをA4からA3見開きに変更し、16地区それぞれで行っている多彩な取組を掲載しました。

市保活だより

編集後記

私たちは健康づくりの推進役として様々な情報を発信しています。
健康づくりは安心して日々を送るための第一歩。
1人でも多くの皆さんに、健康の笑(WA)が広がることを願っています。



編集委員

- 別所地区(中村)
- 太田東部地区(萩原・宮原)
- 寿東部地区(宮本・木下)
- 井土ヶ谷地区(吉田・土岐・石田)
- 南永田山王台地区(西村・加藤)
- 永田みなみ台地区(佐々木)
- 六ツ川地区(奥村・日暮)
- 本大岡地区(植原・藤田)
- 大岡地区(廣瀬・小泉)

南区区連会承認第 43 号

横浜市南区明るい選挙推進員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

南区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

連絡先（TEL）

（フリガナ）		
氏　名		
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
期日前投票所 立会人登録	登録する　・　登録しない	
メールアドレス※		

※欄は任意です
※２名以上推薦いただける場合、別紙で名簿を添付いただくことも可能です。
※期日前投票所立会人等についての詳細は、別紙をご参照ください。
※活動時の写真をホームページなどに掲載させていただく場合があります。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は、委員相互の連絡、委嘱委員所管課における共有および連絡調整等に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

横浜市南区明るい選挙推進員　活動概要

１　平常時

(1) 各種イベント運営の補助・啓発活動

令和８年度はみなみん（南公会堂）で開催された南区キッズデー内のイベント「南区明るい選挙映画会」において、御応募いただいた推進員の方々に受付などを担当していただき、来場者に対し選挙啓発活動をしていただきました。

(2) 選挙啓発活動の展開や研修会への参加

令和８年度は国会議事堂（衆議院）の見学会を行う予定です。

また、横浜市南区明るい選挙推進協議会事務局が年に３回発行している機関紙「明推協だより」を、推進員の方々へ郵送し、地域での日常の啓発活動に役立てていただいています。

２　選挙時

(1) 選挙執行時の該当啓発活動

令和８年10月18日執行の横浜市長選挙では、大岡健康プラザで行われたイベント「南なんデー」において、投票日等が書かれたポケットティッシュを配布し、投票参加を呼びかけていただきました。

(2) 期日前投票所（南区役所及び大岡地区センター）の投票立会人への従事

各選挙において、登録を希望された推進員の方々の中から、従事可能な日程等を調整した上で、期日前投票立会人に従事していただきます。詳細については別紙を御参照ください。

別紙

期日前投票 投票立会人　及び
不在者投票 指定施設外部立会人の登録について

横浜市南区選挙管理委員会では、期日前投票所の投票立会人及び不在者投票の指定施設外部立会人を明るい選挙推進員の皆様の中で希望された方にお願いしています。

改選にあたり、従事希望の方を登録させていただきます。登録された方については、各選挙の際に日程調整の上、お願いをさせていただいております（希望者多数の場合は抽選を行います)。内容についての詳細は、以下のとおりです。

<table>
<tr><th colspan="3">期日前投票　投票立会人</th></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="2">期日前投票所において投票が公正に行われているか、事務が適正に行われているかを立会確認します。</td></tr>
<tr><td>期間</td><td colspan="2">選挙の公示(告示)の翌日～投票日の前日　※土日祝含む
※大岡地区センターは、選挙の種類によって異なります。</td></tr>
<tr><td></td><td>南区役所</td><td>大岡地区センター</td></tr>
<tr><td>従事時間</td><td>午前８時１５分から午後８時１５分</td><td>午前９時１５分から午後８時１５分</td></tr>
<tr><td>場所</td><td>浦舟町２丁目33番地

</td><td>大岡１丁目14番１号

</td></tr>
<tr><td>報酬</td><td colspan="2">（横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給）
日額１２，５００円（令和８年10月現在）</td></tr>
<tr><td>注意</td><td colspan="2">1.　お昼休憩等はありますが、途中交代はできません。
2.　長時間着席した状態での従事になります。
3.　昼食は御自身での御用意をお願いします。
4.　当日は朱肉を使う印鑑が必要です。（スタンプ印不可）</td></tr>
</table>

裏面あり

不在者投票　指定施設外部立会人	
業務内容	不在者投票を実施し、かつ、希望のあった施設の投票所において、投票が公正に行われているか、事務が適正に行われているかを立会確認します。
期間	選挙の公示（告示）の翌日から投票日の前日の期間の中で、施設側の希望する日時
場所	希望のあった施設（病院や老人ホームなど）
報酬	１，４５９円　１時間（１時間以内）（令和８年10月現在） ※施設によって従事時間は異なります。
注意	1. 期日前投票立会人に登録された方に対し、個別に御都合をうかがわせていただきます。 2. 投票用紙外封筒に署名をしていただきます。（ゴム印不可） 3. 当日は朱肉を使う印鑑が必要です。（スタンプ印不可）

従事を希望される方は、推薦書の期日前投票所立会人登録欄の“登録する”に○をつけて御返信ください。選挙が近くなりましたら、登録された方には日程調整表等を送付し、こちらで調整をさせていただきます。

希望者多数の場合は、人数や日程の関係上、すべての方にお願いできない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。また、出来るだけ多くの方に御従事いただけますよう、基本的には一人一回とさせていただきます。

横浜市南区明るい選挙推進協議会事務局
（南区役所総務課統計選挙係）
担　当：松山、星
電　話：３４１－１２２７
ＦＡＸ：２４１－１１５１

横浜市南区明るい選挙推進員推薦手続きの申請方法

１ 郵送の場合

① 11 月に配送便でお届した「横浜市南区明るい選挙推進員候補者推薦書」に御記入ください。

② 同封の返信用封筒に入れて返送してください。

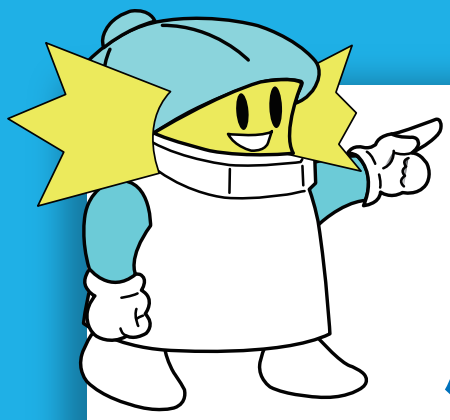
２ 区役所窓口で直接提出する場合

① 11 月に配送便でお届した「横浜市南区明るい選挙推進員候補者推薦書」に御記入ください。

② 南区役所総務課統計選挙係の窓口（６階 65 番窓口）までお持ちください。

推薦書の記入にあたり、御不明点がございましたら、横浜市南区明るい選挙推進協議会事務局（045-341-1227）までお問合せください。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

「明るい選挙推進員」とは…



横浜市選挙管理委員会キャラクター
「イコット Jr.」

横浜市・区明るい選挙推進協議会

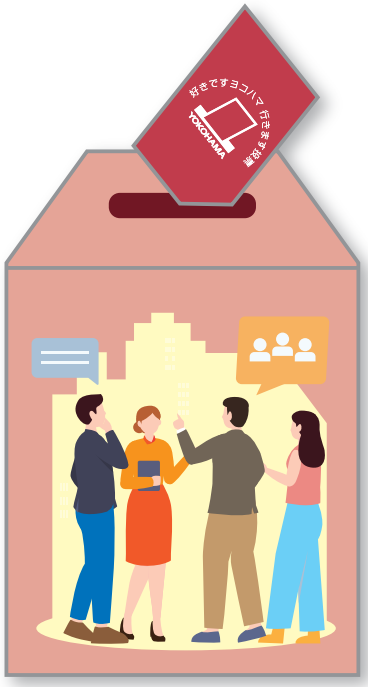
民主主義の
健全な発展を目的に



選挙違反のない
きれいな選挙を
行うこと



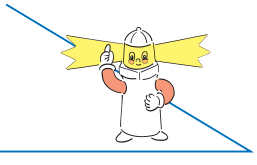
有権者がこぞって
投票に参加すること



有権者が普段から政治・
選挙への関心を持ち、
政党や候補者を
見る目を養うこと

をめざして活動している民間ボランティアです。

● 横浜市内では約 2,000 名以上の推進員が活動しています。



横浜市選挙管理委員会キャラクター 「イコット」

消費生活推進員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

南　区長

（推薦者職氏名）

地区連合自治会町内会名

地区連合自治会町内会長名

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）	令和９年４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
メールアドレス※		

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合等を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供することはありません。

令和９･10年度横浜市消費生活推進員　推薦の詳細について

１　趣　　旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会･町内会等からの御推薦をお願いするものです。

２　任　　期

・１期２年で市長から委嘱を受けて活動します。

・今回の募集は令和９年４月から令和11年３月までが任期となります。

・再任は２回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、３回以上再任されることができます。

３　消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1)　地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

活動分類	内　　容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止･拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意（地区の実情により実施）
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行･回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2)　その他

ア　推進員相互の情報交換等

イ　研修への参加

ウ　市が行う消費者行政に対する協力

4　募集対象者

令和９年４月１日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5　推薦用紙の配付について

推薦に必要な資料及び推薦書様式は、本日の連合町内会資料として配付しています。

6　推薦書の記入について

御記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和９・10年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7　提出期限及び提出先

令和９年２月19日(金) までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

なお、自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談ください。

8　委　　嘱

令和９年４月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

【お問合せ先】
南区地域振興課　消費生活推進員担当　古尾谷、天野
住所　　〒232-0024　横浜市南区浦舟町 2-33
電話番号　341-1235　 FAX　 341-1240
メール　　mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和9・10年度

横浜市 消費生活推進員を 募集します

地域の見守りや啓発活動で消費者被害を防ぎましょう！

地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を市長が委嘱します。
昭和56年からの歴史ある制度です。



©YUKI ISHII

横浜市消費生活推進員キャラクター
かしこちゃん

「消費生活推進員制度」横浜市WEBページ

こんなこと、聞いたことありませんか？

- 「分電盤の工事が必要」と言われ、その場で契約してしまった
- 「屋根が壊れているのが見えた」と業者が突然訪問し、工事日程を決めてしまった
- 1回だけのお試しのつもりが、定期購入になっていた
- 賃貸住宅の退去時に請求された金額に納得できない

すべて「消費生活」のトラブルに関することです

消費生活推進員の主な活動

学ぶ
研修や講演会などを通じて、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域での見守りのポイントを学びます

広める
講座や地域イベント、情報紙などを通じて、消費生活に関する知識や情報を地域に広めます

見守る
地域の見守り活動に参加し、消費者被害の未然防止や拡大防止に取り組みます

つなぐ
消費者トラブルの相談ができる「横浜市消費生活総合センター」を周知し、困っている方を相談先につなぎます

募集について

任期	令和9年4月から令和11年3月までの2年間（原則再任は2回まで）
対象	令和9年4月1日現在、18歳以上の方
活動範囲	原則として、お住まいの地区を中心とする連合町内会の範囲

詳細・お問合せ先は別紙をご確認ください。

※本チラシの一部のイラスト作成に生成AIを活用しています。

経済局消費経済課

区連会 11 月定例会資料
令和８年 11 月 20 日
資源循環局喫煙対策美化推進課

自治会・町内会長　各位

横浜市長　　原澤　敦美

令和９・10 年度　横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和９年３月 31 日に満了を迎えることとなりました。
つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

１　任期（委嘱期間）
令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで（２年間）

２　環境事業推進委員の主な活動
（１）街の美化の推進に向けた、地域清掃や美化キャンペーン
（２）地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
（３）ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
（４）地域と行政機関との連絡調整や情報提供

３　推薦基準
（１）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
（２）２の活動に関心のある方

４　推薦人数
貴自治会・町内会から原則１名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。
また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

５　推薦書の提出期限
令和９年２月 19 日（金）まで

６　提出先
資源循環局の各区収集事務所あて、推薦書（別紙）を送付願います。

７　今後のスケジュール
令和９年４月以降、各区において委嘱式を開催する予定です。
推進委員の皆様には、別途案内状を送付いたします。

８　添付資料
（１）推薦書（不足する場合は、コピーしてお使いください）
（２）環境事業推進委員のご案内パンフ『環境事業推進委員は「GREEN LEADER」』

問合せ、提出先：資源循環局南事務所
〒232-0041　南区睦町 1-1-2、電話 741-3077
担当：横浜市 資源循環局 喫煙対策・美化推進課
望月、若山　電話 671-3817

環境事業推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

資源循環局長

（推薦者職氏名）
自治会町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会町内会長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 □ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

事務所記入欄
受付日：令和　　年　　月　　日、　入力日：令和　　年　　月　　日、　W チェック：□
受付者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、　委嘱予定日：令和　　年　　月　　日

地域で清掃活動



集積場所で分別啓発





プラごみ削減キャンペーン



地域で啓発活動

環境事業推進委員は「GREEN LEADER」

（グリーン リーダー）

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（集積場所掲示物等）



連絡協議会

環境事業推進委員とは…

どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。

それぞれの地域で、資源循環の取組（ごみ減量・資源化）、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。



３Ｒ月間イベント

任期は？

令和９年４月１日～令和11年３月31日　（２年間）

活動は？

・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
・地域清掃や美化キャンペーン
・地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。

脱炭素って？

今、地球上では、CO_2（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起こっています。温室効果ガスの大半を占めるCO_2は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、３Ｒの推進や省エネなど、CO_2排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、
以下の支援をしています。

活動の手引き



研修会



〇研修会／参考資料の配布
・委嘱式時に研修会を実施
・毎年1回程度全体研修会を実施
・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

〇Web
・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

〇活動費の助成
・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ

環境事業推進委員　検索

問合せ　横浜市 資源循環局 南事務所　TEL741-3077　横浜市 資源循環局 喫煙対策・美化推進課　TEL671-3817

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷